

「研究開発成果の最大化」について

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」とは、国民経済の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。

国立研究開発法人が実施する研究開発により創出された直接的な成果の最大化は「研究開発成果の最大化」の主たる内容であるが、のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ成果の受渡しや成果の実用化、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術理解増進、科学技術情報の収集・提供、施設・設備の整備・共用促進、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することがその内容であると解することが適当である。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、ミクロの事業等を個別に「最適化」しそれを積み上げることによって確保されるのではなく、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、優れた人材の確保・育成を図り、適切な資源配分を実施し、事業間の連携・融合を促し、研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備し、大学・民間企業等の他機関と連携・協力していくこと等を通じて、投入予算に対して法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

また、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、個別に設定された客観的・定量的な目標や基準によって外形的に決められるものではなく、当該国立研究開発法人全体の目的、国・社会から期待されている役割等に照らして、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価・判断されるものである。

アウトカム・アウトプットと目標・評価について

アウトプットとは、研究開発活動の成果物。例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなど。

アウトカムとは、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、できる限りアウトカムと関連させた目標とすることが適当である。

他方、論文発表や特許権取得に代表される研究開発に係る「アウトプット」は、国立研究開発法人としてマネジメントすることが可能なものであるが、研究開発に係る「アウトカム」は、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によってその受け手に研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用のことであるため、アウトカムが生じるかどうかは、受け手や研究開発成果を受け手に繋ぐ者の状況等に依存する部分が大きく、国立研究開発法人は提示されたアウトカム目標を自らのマネジメントだけで実現・達成することは事実上困難である。

そのため、アウトカム目標を国立研究開発法人自らのマネジメントにより「達成すべき目標」として提示することは必ずしも適当ではない場合も多く、むしろ、国や社会が期待するアウトカムに対して当該国立研究開発法人がどのような方向性を目指し、寄与・貢献していくべきかというような観点から目標を設定することが適切である。

国立研究開発法人は、このような国・社会から期待されるアウトカム目標に向けて、当該国立研究開発法人が持続可能な運営状況の下で総体としてどれだけ貢献することができたか、について「最大化」することが本質的に重要であることから、国立研究開発法人の評価に際しては、当該国立研究開発法人の目的・業務、国・社会から期待されている役割等に照らして、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価する。その際、アウトカムが生じるまでには相当の時間を要することが一般的であるため、過去の業績・成果の評価のほか、将来性について先を見通して評価することも重要である。

「研究開発の多様性」について

研究開発には、

- ・新たな知の創造・発見につながるような基礎的・探究的な研究、
- ・具体的な応用まで明確に特定されなくとも、研究開発の進展や技術の確立に向けて重要な役割を果たすことが期待される基盤的な研究、
- ・課題解決に向けての社会からのニーズ等を踏まえて、求められる成果の方向性を具体的に想定しながら行われる応用的な研究
- ・具体的な技術スペック・目標を明確に設定し、その実現を目指していくような開発

等様々な段階の研究開発がある。

また、これらの研究開発においても、例えば、

- ・個々の研究者の内在的動機に基づき、自己責任の下で進められ、真理の探究や課題解決とともに新しい課題の発見が重視される学術的な研究、
 - ・政府が設定する目標や分野に基づき、選択と集中の理念と立案者（政府）と実行者（研究者）の協同による目標管理の下で進められ、課題解決、課題に対する貢献が重視される戦略的な研究開発
 - ・政府、民間事業者等からの要請に基づき、定められた研究目的や研究内容の下で、社会的実践効果の確保のために進められる要請的な研究開発
- 等のような、様々な方法による研究開発がある。

このように、国立研究開発法人が行う研究開発も様々なものが存在し、また、目標の中にもこのような多様な研究開発が混在している場合が想定されるため、目標設定に際しても、研究開発の性格等に応じて、

- ・課題の解決などアウトカムへの貢献に向けた目標、
- ・達成すべき具体的、客観的なスペックを明確に示す開発的な目標
- ・ハイリスクだがハイリターンが期待される研究開発に係る挑戦的な目標
- ・新たな領域開拓など目指すべき方向性を示すような目標

等とするなど、当該国立研究開発法人が期待されている「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を設定し評価することが重要である。

主務大臣、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会、独立行政法人

評価制度委員会

主務大臣

主務大臣は、科学技術イノベーション政策に関する企画、立案、推進等、当該国立研究開発法人と関連する行政事務の遂行に権限を持つ者である。

主務大臣は、所掌事務に係る国立研究開発法人の政策実施機能を最大化する責任を有するため、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性等を踏まえ、目標を策定する。主務大臣は、関係分野等に係る国内外の最新の研究開発事情に精通している当該国立研究開発法人と十分に意思疎通を図るとともに、研究開発に関する審議会等の場を通じて広く有識者、専門家等の意見等を聴取し、随時急速に進展、変化する国内外の科学技術事情、経済社会情勢等に係る最新の情報の把握に努める。また、主務大臣は、当該国立研究開発法人の過去の活動状況、将来に向けて活用可能な資源等を十分に勘案し、そのポテンシャルを踏まえて目標を策定する。

主務大臣による評価は、第三者的に国立研究開発法人を批判・批判することを内容の中心とするのではなく、国立研究開発法人とともに当該国立研究開発法人の在り方に責任を有する当事者として、具体的な事実を根拠とした改善についての厳しい助言・警告、良い取組・成果等に対する積極的な評価、将来に対する期待とその理由等についても織り込んだ、国民にとってわかりやすい、説得力のある内容のものとする。

主務大臣は、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の両立を現場で図る立場の長のマネジメントに係る裁量についても十分尊重して適切な目標の策定・評価を行う。長のマネジメントの在り方については、予めマネジメント目標として個別具体的に定めたかどうかにかかわらず、目標に対する取組、成果、効果等を評価する過程において、長のマネジメント状況についても適切に確認・評価する。

主務大臣は、評価結果を国立研究開発法人として研究開発成果の最大化、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善のために、次なる目標の策定、予算配分、理事長の任命等の判断を適切に行うことに活用するとともに、評価結果について国民に対してわかりやすく説明責任を果たす。

国立研究開発法人

国立研究開発法人は、科学技術イノベーション政策等の国の方針等に係る政策実施に責任を有する研究開発に関するスペシャリスト、プロフェッショナル集団として、大学、民間事業者の研究開発をリード、サポートするとともに、互いに切磋琢磨しながら競争・連携・協力し、自らイニシアティブを発揮して、国内外にそのポテンシャルを如何なく発揮しながら研究開発成果を最大化することを期待されている機関である。国立研究開発法人は、関係分野等に係る国内外の最新の研究開発事情に精通している主体として、主務大臣が提示する大目標の策定に際して適切な情報提供・提言等を行うとともに、目標に基づき、法人としての具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示したしっかりとした計画を提示し、その計画の遂行、説明について責任を持つ。

国立研究開発法人は、「国の研究開発評価システム」における研究開発課題（事業）等に係る事前・中間・事後評価等で行われている高度な専門性とともに客観性等にも留意された外部評価、第三者評価等を適切に活用しながら、客観的で信憑（しんぴょう）性の高いものとするに十分留意して自己評価を行う。

評価結果は、国立研究開発法人として研究開発成果の最大化、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善のために活用するとともに、国立研究開発法人として、自己評価結果や評価結果を受けた改善方策等について国民に対してわかりやすく説明する責任を果たす。

研究開発に関する審議会

研究開発に関する審議会の委員構成は、多様性と専門性の双方を重視したものとする。また、目標の策定、年度評価、中長期目標期間終了時の検討、終了後の展開や習礼性の検討等、中長期的な視点に立った評価の一貫性が適切に確保されるよう、委員の中長期的な任期の継続についても配慮する。

研究開発に関する審議会は、主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際して、その内容が社会的要請を十分に反映するよう配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上げられたものとするために、第三者の立場から、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行うとともに、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等を評価するための評価軸（評価の視点）についても、主務大臣、国立研究開発法人とともに確認し、提言を行う。

研究開発に関する審議会は、主務大臣が国立研究開発法人から提出された自己評価書を基に、年度評価、見込評価、中長期目標期間実績評価、中長期目標期間中間評価、中長期目標の期間の終了時の検討、終了後の展開や将来性への検討を行うに際して、第三者の立場から、科学的知見、国際

的水準等に即して適切な助言を行う。その際、中長期目標・中長期計画の策定時に主務大臣、国立研究開発法人とともに確認した、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等を評価するための評価軸（評価の視点）等に照らした自己評価書の正当性、妥当性等について助言を行うとともに、長のマネジメントの在り方について適切に確認・評価し、国立研究開発法人の研究開発成果を最大化し、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につなげるための提言を行う。

独立行政法人評価制度委員会

総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、独立行政法人法人制度に係る横断的な見地から、国立研究開発法人の業務が適正、効果的かつ効率的に行われているかを点検する。その際、研究開発の特性等をはじめとする国立研究開発法人の事務及び事業の特性、国立研究開発法人の業務運営に係る自主性、総合科学技術・イノベーション会議が作成する国立研究開発法人の目標の策定及び評価に関する指針の考え方・基本的枠組み等に十分配慮する。

主務大臣が策定する中長期目標の例

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性等を踏まえ、達成目標、課題の解決などのアウトカムへの貢献に係る目標、目指すべき方向性を示した目標等の大目標を策定する。国立研究開発法人の中長期目標の具体的なイメージとしては、例えば、以下のようなものが参考例として挙げられる。

《課題解決・貢献型の目標（例）》

- 水や肥料等の少ない環境下でも高い成長性を実現する植物の開発に向け、植物の環境耐性、生長機能に関わる有用因子を解明し、それらの機能を向上するための技術を開発する。
- iPS細胞等を用いた再生医療応用の先駆例を創出するとともに、安全性や品質管理技術を多面的かつ有機的に向上させ、医療機関との連携により一般治療化へ向けての治験実施を目指す。
- ライフ・イノベーションの実現に向け、先進医療機器の開発に必要な計量標準を開発・整備、供給する。また、食品の安全性や生活環境の健全性確保に資するため、食品分析に係る計量標準、有害化学物質の計量標準を開発、整備、供給する。
- 我が国の周辺海域には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、レアアース泥、メタンハイドレート等の海底資源の存在が確認されているが、これらの持続的な利活用に向けて解決すべき課題が残されている。このため、最新の調査・分析手法を用いた海洋調査及び室内実験等を実施し、海底資源の形成過程に係る多様な要素を定量的に把握し、形成モデルを構築するとともに、成因を解明する。
- 屋内外を問わず超高速・大容量接続が可能な光ファイバ級の移動通信システム、コードの要らないワイヤレスブロードバンド家電の実現に向けた超高速移動通信システム技術、超高速近距離無線伝送技術等の基盤技術の研究開発を行うと共に、ホワイトスペース等の更なる電波の有効利用技術の研究開発等を実施し、その早期導入を図る。

《達成型の目標（例）》

- 2010年代に産業化までつなげることを目指し、2010年代までに中低温の未利用熱を有効に活用可能とする高効率熱電変換技術や、超低消費電力で半導体を超える電子デバイス技術を確立する。
- 平成30年度までに生体に近似した下垂体や水晶体等の組織を構築し、本中期目標期間においてヒト病態を再現する人工組織を開発する。
- 平成30年度までに検体を多階層で統合的に計測するシステム、平成30年度までにモデリングによる恒常性の根幹をなす機能のネットワーク抽出システム、本中期目標期間中に日本人ゲノムの90%以上の遺伝子多型を網羅したデータベースを構築、疾患発症モデルを検証し、疾患発症予測マーカー、治療標的候補を同定する。

《挑戦型の目標（例）》

- 従来は観測できなかった様々な現象を可視化するため、これまでに開発した先端的光源や要素技術を結集し、新規材料開発などに欠かせない物質中の電子・原子・分子の動きをアト秒で観察する超高速・精密計測技術や、生体組織の深部を生きたままりアルタイムで観察する超解像イメージング・モニタリング技術の開発並びに、集積回路の故障診断や異物検査等多様な産業利用が期待されているテラヘルツ光を実用化するために、装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究を、大学や研究機関と連携して行う。
- 更なる微細化を実現する革新的電子デバイス、大容量光送受信を可能とする超小型全光スイッチ、情報入出力機器のフレキシブル化と小型軽量化を実現する高性能光入出力素子の技術開発を行う。また、電子デバイスの構造、物性及び新機能予測を行うシミュレーションシステムの開発を行う。

《目指すべき方向性型の目標（例）》

- 世界最高水準の成果創出に向けて、併設するSpring-8とSACL Aの連携に加え、スーパーコンピュータ「京」や他の光科学技術・量子ビーム関連施設や大学、研究機関等との有機的な連携のもとに推進するとともに、これらの取組を通じ、放射光科学研究に資する人材育成を推進することで、世界最先端の研究開発拠点として更なる発展を図る。

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）や生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES）等の国際的な取組へ科学的な知見を提供することにより貢献するとともに、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）や地球観測に関する政府間会合（GEO）が主導する国際的なプログラムをリードし、機構及び我が国の国際的プレゼンスの向上を図る。
- 我が国の農業及び食品産業並びに農村の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

《重要研究開発実施型の目標（例）》

- 材料、部材及び構造物における損傷、劣化現象等の安全性及び信頼性の評価にかかわる計測技術の研究開発を行うとともに、産業界に提供する。特に、有機、生体関連ナノ物質の状態計測技術、ナノ材料プロセスにおける構造と機能計測及び総合解析技術の開発を行う。
- 免疫・アレルギー科学総合研究の免疫系の基本原理の解明やヒト化マウス等の基盤技術の開発と、ゲノム医科学研究のゲノム解析技術を駆使した多数のヒト疾患関連遺伝子の網羅的同定等の成果を融合して発展させ、新しい分野である統合生命医科学研究を実施する。
- 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」のほか、今後8年程度を見通した「農林水産研究における原発事故への対応方針」に即し、食料安定供給のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要創出のための研究、地域資源活用のための研究及び原発事故に対応するための研究を重点的に実施する。

国立研究開発法人の中長期目標に係る評価軸（評価の視点）（例）

国立研究開発法人の「評価軸（評価の視点）」は、各国立研究開発法人の使命や、個別目標等に応じ、中長期目標・中長期計画の策定時に、主務大臣が、国立研究開発法人の合意、研究開発に関する審議会の確認を踏まえて適切なものを各々設定し、社会環境や諸事情の変化等に応じて柔軟に見直す。

評価軸の例を挙げるとすれば、例えば、以下のものがある。これらの評価軸の整理はあくまで一例に過ぎず、各法人の使命、個別目標等に応じて、適切な評価軸を設定することが期待される。その際、これらの評価軸について網羅的に点検・評価するのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することが本質的に重要であることに十分留意する。

《大評価軸（例）》

- (A) 法人の使命、個別目標等に照らして十分な取組が行われ、成果が創出されているか
- (B) 適正、効果的かつ効率的な業務運営（マネジメント）が行われているか

《中評価軸（例）》

大評価軸（A）関係

【科学的・技術的観点】

- 成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか
- 成果・取組が技術的課題その他に大きなインパクトをもたらす可能性があるものか

【社会的・経済的観点】

- 成果・取組が産業・経済活動の活性化・高度化に寄与するものであるか
- 成果・取組が国際競争力の向上につながるものであるか
- 成果・取組が社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献する

ものであるか

【国際的観点】

- 成果・取組が国際的な水準に照らして十分大きな意義があるものか
- 成果・取組が世界最高水準のものであるか
- 国際的頭脳循環への参画がなされているか
- 国際的なプロジェクトへの貢献がなされているか

【時間的観点】

- 成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されているか
- 成果・取組が新たな発展の可能性や将来性があるものであるか

【妥当性の観点】

- 成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか
- 研究開発の体制・実施方策が妥当であるか
- 期待される成果・取組がコスト・リスクに見合っているか

大評価軸（B）関係

【長としての資質の観点】

- リーダーシップが発揮されているか
- 管理者責任は十分であるか

【資源配分の観点】

- 資金配分が適切であるか
- 人材の獲得・配置・育成の戦略が適切に図られているか

【体制の観点】

- 意思決定に係る適切な権限・責任体制が整備されているか
- 長のマネジメントをサポートする仕組み、体制等が適切であるか

【適正性の観点】

- コンプライアンス体制は整備されているか
- 危機管理体制は十分であるか
- 安全管理は十分に図られているか
- 職員の健康管理面には配慮がなされているか
- 持続可能で有効な法人運営がなされているか
- 法人としての信頼性が確保されているか

《政策的観点からの評価軸（例）》

【科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点】

- 社会ニーズに対応した知の活用を促し、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ成果の受渡しや成果の実用化など、成果の社会実装に至る取組が十分であるか
- ベンチャー企業、中小・中堅企業のような、実績は少ないが技術力や実用化に向けた熱意がある研究開発組織・機関と連携協力して研究開発を推進しているか
- 国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組が十分であるか
- 産業界からの資金獲得の努力や実際の獲得状況が十分であるか
- 知的財産権の取得・管理・活用は適切になされているか
- 国際・国内標準に対する貢献やデータベース構築への取り組みがなされているか。

【アウトリーチ・理解増進の観点】

- 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか

【研究者の育成・支援の観点】

- 若手研究者、女性研究者、外国人研究者等の多様で優れた研究者の育成と活躍のための取組が推進されているか
- 若手研究者に対する適切な指導体制が構築され、支援の方策が図られているか
- 研究者、技術者の育成、支援、キャリアパス展開等の取組が十分であるか

【ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等推進の観点】

- ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進が図られているか
- 挑戦的な研究開発が当初の目標の達成には失敗したとしても、予期せざる波及効果に大きい意味がある等、次につながる有意義なものとして認められるか、また、失敗を次に活かすための方策が図られているか
- 成果が既存の研究開発領域に変革をもたらし新たな研究開発領域を創出する可能性があるか
- 挑戦的な研究課題に対して、これまで漠としていた実現性（成功）への道筋への輪郭が明確となったか

【研究開発環境の整備・充実の観点】

- 最先端の研究施設・設備の迅速な導入、研究支援者、技術者等の充実等、研究者が質の高い研究開発を行うための研究開発環境の整備・充実が図られているか
- 研究施設等の共用が十分に図られているか
- 知的基盤の整備への貢献が図られているか

【適正、効果的かつ効率的なマネジメント・体制の確保の観点】

- 研究不正に対応するための規程や組織としての責任体制の整備状況が適切になされているか

【その他】

- 国家プロジェクトへの貢献がなされているか
- 国益確保への貢献がなされているか
- 調査・分析に基づいた科学技術政策等への提言、研究開発プロジェクトの制度設計・提案などの貢献がなされているか
- 国民の心身の健康や安全・安心に留意した試みが為されているか

等

評価

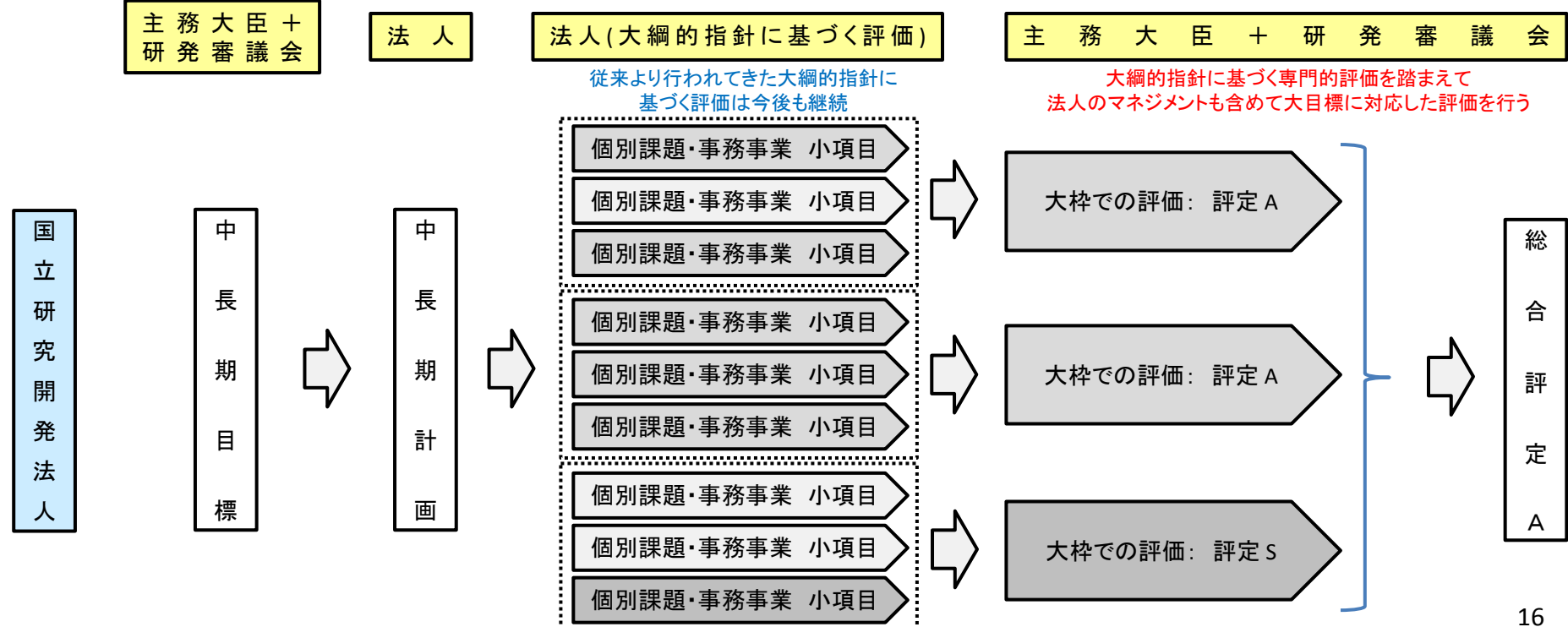
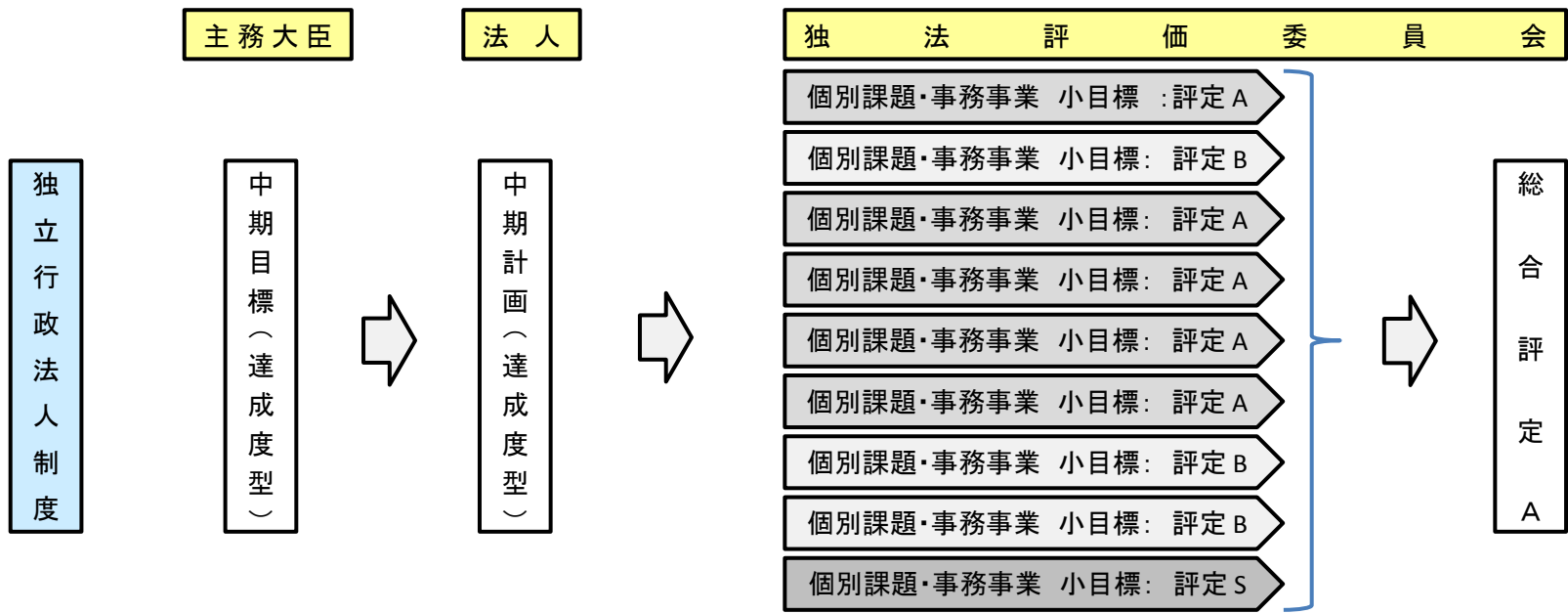
評価は、主務大臣が定める目標に準じた大枠単位毎を基本として行うほか、国立研究開発法人の業務全体に係る総合評価を行う。

自己評価、年度評価、中長期目標期間評価において、以下の評価区分を基本として評価を行う。

- S：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

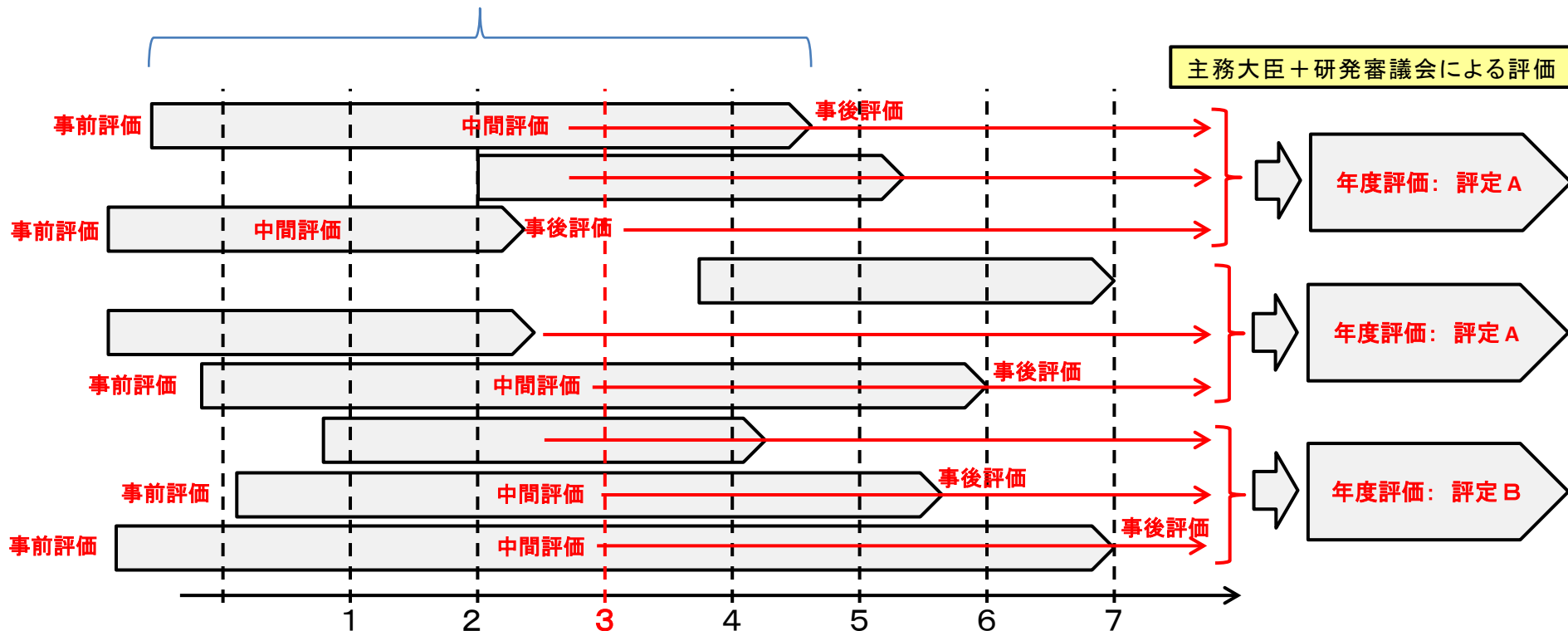
評価に関する記述の中で、その評価に至った根拠、理由等をわかりやすく記述するとともに、必要に応じ、国立研究開発法人の業務運営の改善等に資する助言等についても付言する。

国立研究開発法人の評価スキーム(案)



国立研究開発法人の年度評価スキーム(案)

個別課題・事務事業のPDCAサイクルによる専門的評価



- 国立研究開発法人の個別課題・事務事業については、国の大綱的指針に基づきPDCAサイクルが個々に実施され、専門的評価が行われている。
- 個別課題・事務事業に対する上記の評価をもとに、主務大臣が開発審議会の意見を踏まえ、テーマごとに大括りで年度評価を行う。